

関係法令集

令和3年8月

長野県林務部 森林づくり推進課

鳥獣対策・ジビエ振興室

目 次

1	長野県営総合射撃場条例	2
2	長野県営総合射撃場管理規則	5
3	地方自治法（抄）	12

○長野県営総合射撃場条例（昭和50年3月7日長野県条例第8号）

（趣旨）

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）の規定に基づき、射撃場の設置及びその管理等に関し必要な事項を定めるものとする。

（設置）

第2条 猟銃の適正な取扱いの習得及び射撃技術の向上を図ることにより、狩猟による事故を防止し、県民の安全に寄与することを目的として、射撃の実技訓練の場を提供するため、長野県営総合射撃場（以下「射撃場」という。）を上伊那郡辰野町に設置する。

（利用の許可）

第3条 射撃場を利用しようとする者は、次条の規定によりその管理を行わせる指定管理者（法第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）の許可を受けなければならない。

（指定管理者による管理）

第4条 射撃場の管理は、指定管理者に行わせるものとする。

（指定管理者の指定）

第5条 指定管理者の指定は、射撃場の管理を行うことを希望するものを公募し、その申請により指定管理者の候補者を選定し、議会の議決を経て行うものとする。

（公募）

第6条 前条の公募は、次に掲げる事項を公告して行うものとする。

- (1) 射撃場の概要
- (2) 指定管理者の指定の期間
- (3) 前2号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項

（指定の申請）

第7条 第5条の申請は、規則で定めるところにより、申請書に事業計画書（職員、射撃場の管理の方法その他の射撃場の管理業務の実施に関する計画を記載した書類をいう。次条において同じ。）その他規則で定める書類を添付して行うものとする。

（候補者の選定の基準）

第8条 第5条の候補者の選定は、次に掲げる基準により行うものとする。

- (1) 射撃場を教習射撃場として適切に管理をすることができるものであること。
- (2) 事業計画書の内容が、射撃場の管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
- (3) 事業計画書の内容の確実な実施に必要な経理的及び技術的な基礎並びに人的体制を有するものであること。
- (4) 法第244条の2第11項の規定により指定管理者の指定を取り消され、その取消の日から2年を経過しないものでないこと。

(指定の告示)

第9条 知事は、指定管理者の指定をしたときは、当該指定管理者の名称及び主たる事務所所在地並びに当該指定の期間を告示しなければならない。

(業務の範囲)

第10条 指定管理者が行う業務の範囲は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 施設及び設備の維持管理に関する業務
- (2) 射撃場の利用の許可に関する業務
- (3) 射撃場の利用に係る料金（第13条において「利用料金」という。）に関する業務
- (4) 前3号に掲げる業務に附帯する業務

(管理の基準)

第11条 指定管理者が行う管理の基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 射撃場の休場日について、月曜日、火曜日及び12月1日から翌年3月31日までとすること。ただし、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、あらかじめ知事の承認を得て、これを変更し、又は臨時に休場日を設けることができる。
- (2) 射撃場の利用時間について、午前8時30分から午後5時までとすること。ただし、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、あらかじめ知事の承認を得て、これを変更することができる。
- (3) 射撃場の利用の許可の取消し及び停止について、射撃場に係る銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第9条の2第1項の規定による指定に係る種類の銃砲以外の銃砲によつて射撃をした場合その他の規則で定める場合に行うことができるものとする。
- (4) 射撃場の管理上著しく支障があると認められる者の入場を禁止し、又は退場を命ずることができること。
- (5) 銃砲刀剣類所持等取締法その他の関係法令、この条例及び次条の規定による協定を遵守して行うこと。
- (6) 指定管理者がその業務を行うに当たつて取得した利用者の個人に関する情報を適切に取り扱うこと。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、射撃場の管理を適切に行うために必要な基準で知事が定めるもの

(協定の締結)

第12条 知事及び指定管理者は、次に掲げる事項について、協定を締結するものとする。

- (1) 法第244条の2第7項に規定する事業報告書に関する事項
- (2) 利用者の個人に関する情報の取扱いに関し必要な事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、射撃場の管理に関し必要な事項

(利用料金の納付等)

第13条 射撃場を利用する者は、使用開始時まで、利用料金を納付しなければならない。

- 2 利用料金は、指定管理者の収入として収受させるものとする。
- 3 利用料金の額は、1人につき500円を超えない額の範囲内において、あらかじめ知事の承認を得て、指定管理者が定めるものとする。
- 4 指定管理者は、規則に定める場合を除き、射撃場を利用しなかつた場合においても、既に納付された利用料金を還付しないものとする。

(補則)

第14条 この条例に定めるもののほか、射撃場の管理及びこの条例の施行に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この条例は、昭和50年4月1日から施行する。

附 則(昭和51年3月29日条例第17号)

この条例は、昭和51年4月1日から施行する。

附 則(昭和52年3月28日条例第16号)

この条例は、昭和52年4月1日から施行する。

附 則(昭和59年7月9日条例第25号)

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第3条の表の改正規定(長野県営長野射撃場に係る部分に限る。)は、昭和59年10月1日から施行する。

附 則(平成6年3月24日条例第11号)

この条例は、平成6年6月21日から施行する。

附 則(平成15年3月24日条例第37号)

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

附 則(平成17年10月17日条例第64号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 この条例による改正後の長野県営総合射撃場条例(以下「新条例」という。)第5条の規定による指定管理者の指定及びこれに関し必要な手続は、この条例の施行の日前においても、同条から新条例第9条まで及び第12条の規定の例により行うことができる。

附 則(平成22年3月18日条例第15号)

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

○長野県営総合射撃場管理規則（昭和50年3月31日規則第8号）

（趣旨）

第1条 この規則は、長野県営総合射撃場条例（昭和50年長野県条例第8号。以下「条例」という。）第14条の規定により、長野県営総合射撃場（以下「射撃場」という。）の管理等に関し必要な事項を定めるものとする。

（利用許可の申請）

第2条 条例第3条の規定による許可を受けようとする者は、長野県営総合射撃場利用許可申請書（様式第1号）を条例第4条の規定により射撃場の管理を行う指定管理者（以下「指定管理者」という。）に提出しなければならない。

（利用許可書の交付）

第3条 指定管理者は、条例第3条の規定による利用の許可をしたときは、その利用許可書を交付しなければならない。

2 前項の規定による利用許可書の交付を受けた者は、利用開始の際これを指定管理者に提示し、及び利用の際これを携帯しなければならない。

（利用の取消しの届出）

第4条 条例第3条の規定により許可を受けた者が、射撃場の利用の取消しをしようとするときは、長野県営総合射撃場利用取消届（様式第2号）を指定管理者に提出しなければならない。

（利用者の確認）

第5条 条例第3条の規定により許可を受けて射撃場を利用する者（以下「利用者」という。）は、入場の際、銃砲所持許可証及び使用銃器を提示し、指定管理者の確認を受けなければならない。

（遵守事項）

第6条 利用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 射撃場に係る銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第9条の2第1項の規定による指定に係る種類の銃砲及びその銃砲に適合する実包以外の銃砲又は実包によつて射撃をしないこと。
- (2) 射撃場の構造設備に適合する方法以外の方法による射撃をしないこと。
- (3) 射撃場の施設、設備及び備品等をき損しないこと。
- (4) 射撃場内において、他人の迷惑になるような行動をしないこと。
- (5) 備品及びこれらに類する物品を射撃場の外に持ち出さないこと。
- (6) 事故又は火災の原因となるような銃器若しくは火薬類の取扱いをしないこと。
- (7) 射撃場内において、物品を販売しないこと。
- (8) 前各号に定めるもののほか、射撃場の秩序の維持及び危険の防止について指定管理者が知事の承認を得て定める事項

(施設等のき損又は滅失の届出)

第7条 利用者は、射撃場の施設、設備及び備品等をき損し、又は滅失したときは、遅滞なくその旨を指定管理者に届け出て、指定管理者の指示に従い、これを弁償し、又は原状に復さなければならない。

(指定の申請)

第8条 条例第7条に規定する申請書は、指定管理者指定申請書(様式第3号)によるものとする。

2 条例第7条に規定する規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。ただし、条例第5条の申請を行うもの(以下この項において「申請者」という。)について知事がその性格に応じ前項に規定する申請書に添付することを要しないものと認める書類がある場合には、当該書類を除く。

(1) 定款若しくは寄附行為及び登記事項証明書又はこれらに準ずるもの

(2) 申請の日の属する事業年度の前3年の各事業年度における申請者の事業の状況を記載した書類、貸借対照表及び損益計算書若しくは収支計算書又はこれらに準ずるもの

(3) 申請の日の属する事業年度及び翌事業年度における申請者の事業の実施及び収支に係る計画を記載した書類

(4) 役員の名簿及び履歴書

(5) 申請者が現に行っている業務の概要を記載した書類

(6) 申請者が条例第8条第4号に該当する旨の誓約書

(7) 全各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

(利用の停止又は許可の取消しを行うことができる場合)

第9条 条例第11条第3号に規定する規則で定める場合は、第6条の規定に違反した場合とする。

(利用料金の還付)

第10条 条例第13条第4項に規定する規則で定める場合は、次のとおりとする。

(1) 利用者の責めに帰することのできない理由により、射撃場を利用することができなくなつたとき。

(2) 利用者が、利用の日の5日前までに、第4条に規定する射撃場利用取消届を提出したとき。

2 指定管理者は、前項各号に掲げるときは、既に納付された条例第10条第3号に規定する利用料金の額に相当する額を還付しなければならない。

(利用料金の還付申請)

第11条 前条第2項の規定による利用料金の還付を受けようとする者は、還付の理由が生じた日から10日以内に、長野県営総合射撃場利用料金還付申請書(様式第4号)を指定管理者に提出しなければならない。

(補則)

第 12 条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この規則は、昭和 50 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 15 年 3 月 24 日規則第 20 号)

この規則は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 17 年 10 月 17 日規則第 61 号)

(施行期日)

1 この規則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 長野県営総合射撃場条例の一部を改正する条例(平成 17 年長野県条例第 64 号)による改正前の長野県営総合射撃場条例(昭和 50 年長野県条例第 8 号)第 3 条の規定による許可を受けている者は、この規則による改正後の長野県営総合射撃場管理規則(以下「新規則」という。)第 2 条の規定にかかわらず、同条の射撃場利用許可申請書の提出を要しない。

3 新規則第 2 条に規定する指定管理者は、この規則の施行前にこの規則による改正前の長野県営総合射撃場管理規則第 5 条第 1 項の規定による射撃場使用許可書の交付を受けた者に対しては、新規則第 3 条第 1 項の規定にかかわらず、同項の利用許可書を交付することを要しない。

(様式第1号) (第2条関係)

長野県営総合射撃場利用許可申請書

年 月 日

指定管理者

殿

申請者

住 所

氏 名

下記により利用したいので、許可してください。

記

日 時	前 前 年 月 日 午 時から 午 時まで 後 後
銃砲所持許可証を交付 した公安委員会	公安委員会
銃砲所持許可証番号	第 号
備 考	

(様式第2号) (第4条関係)

長野県営総合射撃場利用取消届

年 月 日

指定管理者

殿

届出者

住 所

氏 名

年 月 日付で許可された長野県営総合射撃場の利用を下記理由により
取り消したいので、許可書を添えてお届けします。

記

取消しの理由

(様式第3号) (第8条関係)

指定管理者指定申請書

年 月 日

長野県知事 殿

主たる事務所の所在地
申請者 団体の名称
代表者氏名

長野県営総合射撃場の指定管理者の指定を受けたいので、長野県営総合射撃場条例第5条の規定により申請します。

(備考) 2以上の団体が共同して申請する場合は、これらの団体の代表者がそれぞれ主たる事務所の所在地及び名称を記載し、記名押印した書類を添付すること。

(様式第4号) (第11条関係)

長野県営総合射撃場利用料金還付申請書

年 月 日

指定管理者

殿

申請者

住 所

氏 名

年 月 日付けで納入した長野県営総合射撃場の利用料金を、下記理由により還付してください。

記

- 1 利用予定年月日
- 2 許可年月日
- 3 理 由

○地方自治法（昭和 22 年 4 月 17 日法律第 67 号）（抄）

第十章 公の施設

（公の施設）

第二百四十四条 普通地方公共団体は、住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設（これを公の施設という。）を設けるものとする。

- 2 普通地方公共団体（次条第三項に規定する指定管理者を含む。次項において同じ。）は、正当な理由がない限り、住民が公の施設を利用することを拒んではならない。
- 3 普通地方公共団体は、住民が公の施設を利用することについて、不当な差別的取扱いをしてはならない。

（公の施設の設置、管理及び廃止）

第二百四十四条の二 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。

- 2 普通地方公共団体は、条例で定める重要な公の施設のうち条例で定める特に重要なものについて、これを廃止し、又は条例で定める長期かつ独占的な利用をさせようとするときは、議会において出席議員の三分の二以上の者の同意を得なければならない。
- 3 普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であつて当該普通地方公共団体が指定するもの（以下本条及び第二百四十四条の四において「指定管理者」という。）に、当該公の施設の管理を行わせることができる。
- 4 前項の条例には、指定管理者の指定の手續、指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲その他必要な事項を定めるものとする。
- 5 指定管理者の指定は、期間を定めて行うものとする。
- 6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。
- 7 指定管理者は、毎年度終了後、その管理する公の施設の管理の業務に関し事業報告書を作成し、当該公の施設を設置する普通地方公共団体に提出しなければならない。
- 8 普通地方公共団体は、適当と認めるときは、指定管理者にその管理する公の施設の利用に係る料金（次項において「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として收受させることができる。
- 9 前項の場合における利用料金は、公益上必要があると認める場合を除くほか、条例の定めるところにより、指定管理者が定めるものとする。この場合において、指定管理者は、あらかじめ当該利用料金について当該普通地方公共団体の承認を受けなければならない。

ない。

- 1 0 普通地方公共団体の長又は委員会は、指定管理者の管理する公の施設の管理の適正を期するため、指定管理者に対して、当該管理の業務又は経理の状況に関し報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができる。
- 1 1 普通地方公共団体は、指定管理者が前項の指示に従わないときその他当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

(公の施設の区域外設置及び他の団体の公の施設の利用)

- 第二百四十四条の三 普通地方公共団体は、その区域外においても、また、関係普通地方公共団体との協議により、公の施設を設けることができる。
- 2 普通地方公共団体は、他の普通地方公共団体との協議により、当該他の普通地方公共団体の公の施設を自己の住民の利用に供させることができる。
 - 3 前二項の協議については、関係普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

(公の施設を利用する権利に関する処分についての不服申立て)

- 第二百四十四条の四 普通地方公共団体の長がした公の施設を利用する権利に関する処分に不服がある者は、都道府県知事がした処分については総務大臣、市町村長がした処分については都道府県知事に審査請求をすることができる。この場合においては、異議申立てをすることもできる。
- 2 第百三十八条の四第一項に規定する機関がした公の施設を利用する権利に関する処分に不服がある者は、当該普通地方公共団体の長に審査請求をすることができる。
 - 3 普通地方公共団体の長及び前項に規定する機関以外の機関（指定管理者を含む。）がした公の施設を利用する権利に関する処分についての審査請求は、普通地方公共団体の長が処分庁の直近上級行政庁でない場合においても、当該普通地方公共団体の長に対してするものとする。
 - 4 普通地方公共団体の長は、公の施設を利用する権利に関する処分についての異議申立て又は審査請求（第一項に規定する審査請求を除く。）があつたときは、議会に諮問してこれを決定しなければならない。
 - 5 議会は、前項の規定による諮問があつた日から二十日以内に意見を述べなければならない。
 - 6 公の施設を利用する権利に関する処分についての審査請求（第一項に規定する審査請求を除く。）に対する裁決に不服がある者は、都道府県知事がした裁決については総務大臣、市町村長がした裁決については都道府県知事に再審査請求をすることができる。